

生駒市条例第28号

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月9日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例

生駒市印鑑条例（平成2年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「き損」を「毀損」に改める。

第7条第4項を次のように改める。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、第14条第2項の印鑑登録証明書の交付のために必要な情報が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を所持する者から印鑑登録証の交付を要しない旨の申出があったときは、印鑑登録証の交付を行わないことができる。

第8条及び第10条第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第15条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の印鑑登録証明書の交付のために必要な情報が記録された個人番号カードを所持する登録者は、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。）を利用して、同項の印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に交付された住民基本台帳カードを所持する者については、改正前の生駒市印鑑条例第7条第4項及び第15条第2項の規定は、なおその効力を有する。ただし、同項に規定する窓口専用端末機に係る部分については、平成28年3月31日までの間に限り、なおその効力を有する。